

犬・猫の飼い主の皆さんへ

地域の皆さんから、「犬・猫のフンが放置されている」「フンの臭いで迷惑している」「車にキズをつけられる」などといった苦情や相談が寄せられています。

飼い主の皆さんは、次の点についてご協力をお願いします。

▽フン・尿の始末は飼い主（管理者）が責任をもって行いましょう。また、排泄場所にも配慮しましょう。

▽猫は「室内飼い」をしてください。交通事故、病気、迷子、近隣へのフン尿の被害を防ぐため、また、災害時同行避難ができるように室内で飼いましょう。

※不幸な子犬や子猫を増やさないためにも、飼う意思がない場合は、えさを与えたりしないようにしてください。

問 福島県動物愛護センター

☎ 024・953・6400
住民課生活環境グループ
☎ 62・2147

税金・年金

年金受給者の皆さんへ 年金額改定について

令和5年4月分（6月15日支払分）からの年金額は、法律の規定により、67歳以下の方は原則2・2割の引上げ、68歳以上の方は原則1・9割の引上げと

なります。

改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。（原則として年金振込通知書と一体となった統合通知書を送付します。）この通知書は、6月の支払いに向けて、6月上旬から順次送付します。

また、年金生活者支援給付金額は、令和5年度から2・5割の増額となります。

問 郡山年金事務所

☎ 024・932・3434代

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を



日本年金機構では、年金相談や年金請求手続きについて、電話で「事前予約」を行っています。

▽予約相談希望日の一か月前から前日まで受付しています。

▽お申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（基礎年金番号通知書や年金手帳など）をご用意ください。

▽電話がかかりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

▽状況により時間どおりご案内できない場合もありますのでご了承ください。

ご予約は、全国共通の予約専用受付電話からお申込みください。

▼予約申込先

予約専用受付電話
☎ 0570・05・4890

不動産を取得される方へ

不動産取得税は、売買・贈与などで不動産を取得したとき、または新築・増築したときに登記の有無にかかわらず取得ごとに一度だけ課税される県の税金です。相続により取得したときには課税されません。

▼納める税額

取得したときの不動産の固定資産評価額の3割（住宅以外の家屋は4割）

※宅地評価がされた土地を令和6年3月31日までに取得した場合はその土地の価格を2分の1とする特例があります。

なお、住宅や住宅用土地の取得については、一定の要件を満たしている場合に、申請により軽減措置が適用されます。

▼三世代同居・近居住宅を取得する方へ

子育て支援策の一環として、三世代以上の方が県内で同居または近居する住宅を平成29年4月1日から令和7年3月31日までに取得した場合、その住宅に係る不動産取得税の一部が申請により軽減されます。

詳しくは、左記までお問い合わせください。

問 福島県東中地方振興局県税部

☎ 024・935・1254
県庁税務課

☎ 024・521・7068

福島県税務課

検索

募集

2023年度国家公務員

「税務職員採用試験」（高
校卒業程度）のお知らせ



仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる税務職員を募集しています。

国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか？

▼受験資格

①令和5年4月1日において高校卒業後3年を経過していない者および令和6年3月までに高校を卒業する見込みの者

②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

▼受付期間

6月19日（月）～28日（水）

▼申込方法

インターネット申込（国家公務員試験採用情報NAVI）

▼試験日 9月3日（日）

問 仙台国税局人事第二課試験研修係

☎ 022・263・1111
人事院東北事務局
☎ 022・221・2022

広告欄